I 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

本県は、2008(平成20)年12月に制定した「静岡県多文化共生推進基本条例」*に基づき、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、2011(平成23)年3月、「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定しました。

この計画期間は 2017 (平成 29) 年度までであることから、社会経済情勢の変化やこれまでの取組の課題を踏まえて、今後 4 年間の多文化共生社会の実現に向けた本県の取組を推進するため、新たな「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定しました。

2 計画の策定方法

本計画は、県内経済界、学識経験者、外国人住民、医療福祉、子ども支援、地域、学校教育、人づくりの分野を代表する委員による「静岡県多文化共生審議会」*において、審議していただきました。

また、県議会での議論をはじめ、日本人県民と外国人県民を対象としたアンケート調査や、パブリックコメントなど、幅広い方々の意見や要望を反映しながら策定しました。

3 計画の位置付け

本計画は、静岡県多文化共生推進基本条例に基づき、多文化共生施策の大綱その他多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な項目について定めるものです。

総務省による「地域における多文化共生推進プラン」(2006(平成 18) 年3月)、日系定住外国人施策推進会議による「日系定住外国人施策の推進について」(2014(平成 26)年3月)、内閣府の「未来投資戦略 2017」(2017(平成 29)年6月)をはじめ国の制度や方針を踏まえ、静岡県総合計画の分野別計画として関連する県の計画とも整合性を図った計画です。

4 計画の期間

県総合計画の計画期間である 2018 (平成 30) 年度から 2021 年度までの 4年間とします。

5 計画の進行管理

本計画に掲げる施策の進行状況については、毎年度、進捗状況を把握・評価し、静岡県多文化共生推進基本条例第 11 条に基づき静岡県多文化共生審議会に報告するとともに、県ホームページ等で公表します。

また、今後の社会経済情勢の変化や国の施策の動向等によっては、計画期間内にあっても、適宜、計画内容の見直しを行います。

Ⅱ 計画策定の背景

1 多文化共生を取り巻く社会情勢

法務省の統計によると、2016 (平成 28) 年末の全国の在留外国人数は 2,382,822 人となっています。2015 (平成 27) 年末より 150,633 人 (6.7%) 増加し、統計を取り始めた 1959 (昭和 34) 年以来、過去最多の在留外国人数となりました。

これを都道府県別に見ても、全国 47 都道府県全てで前年より増加しており、全国的に在留外国人が増加傾向にあることが分かります。

1990 (平成 2) 年に「出入国管理及び難民認定法」*が改正されて以降、在留外国人数は全国的に大幅に増加しました。近年においては2008 (平成20)年の経済危機や2011 (平成23)年の東日本大震災の影響で一時減少傾向になったものの、全国的には2013 (平成25)年末から再び増加傾向となり、1989 (平成元)年の在留外国人数984,455人に比べ、現在はおよそ2.42倍の数になっています。

国では、2014(平成 26)年3月に「日系定住外国人施策の推進について」を策定し、日系定住外国人を地域社会を構成する一員として捉え、支援対策に取り組んでいます。また、「日本再興戦略」(現在は「未来投資戦略 2017」)において、「移民政策と誤解されない」ことを前提に、外国人材の活用として、高度外国人材の受入れ促進や、外国人技能実習制度*の見直し、介護分野における外国人材の受入れなどを進めています。

2008 (平成20) 年は、グローバル戦略の一環として「留学生30万人計画」が示され、2020年を目途に30万人の留学生の受入れを目指しています。また、同年以降政府間で結ばれた経済連携協定(EPA)*に基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから外国人看護師及び介護福祉士候補者を受け入れています。

2016 (平成 28) 年 11 月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」*が成立、公布され、優良な実習実施者・監理団体に限定して、4年から5年目の技能実習の実施を可能とするなど、更なる制度の拡充が盛り込まれています。さらに、日系4世が日本で就労できる制度の創設も検討されていることから、今後も在留外国人数の増加が見込まれています。

訪日外国人旅行者数は、リーマンショックや東日本大震災で一時減少しましたが、急激に増加し、2017 (平成 29) 年は、過去最高の 2,800 万人を超えました。2019 年のラグビーワールドカップや 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等、国際的に関心の高いスポーツイベントの日本開催が予定されていることから、今後も更なる訪日外国人旅行者の増加が見込まれています。

2 本県の多文化共生の現状と課題

(1) 在留外国人の状況

ア 外国人県民の推移

静岡県における在留外国人数は、2016 (平成 28)年末現在、79,836 人です。

都道府県別では第8位で、日本全国の在 留外国人数に占める静岡県の割合は 3.35% です。

県総人口に占める割合は 2.16%で、県民の約 50 人に1人が外国籍の住民という計算になります。

県総人口に占める割合は都道府県別で第7位で全国平均1.88%を上回っています。

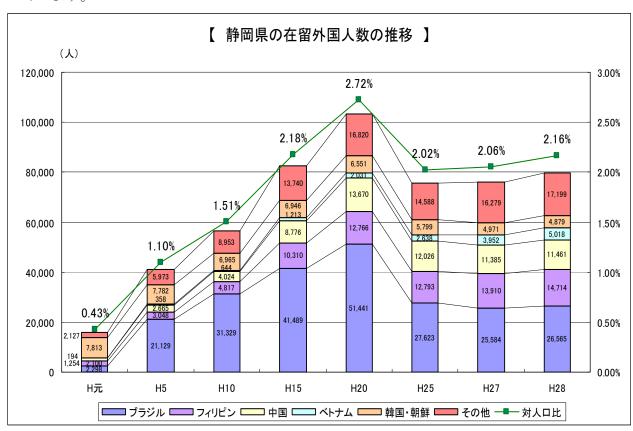
静岡県内の在留外国人数も全国の動きと 同様に、1990(平成2)年6月の「出入国管理 及び難民認定法」*改正法施行以降、ブラジル 人などを中心に増加しましたが、2008(平成

〈外国人人口上位8都道府県の状況〉

者	邻道府県名	在留 外国人数	人口に占め る割合	
1	東京都	500, 874	3.68%	
2	愛知県	224, 424	2.99%	
3	大阪府	217, 656	2.46%	
4	神奈川県	191, 741	2. 10%	
5	埼玉県	152, 486	2.09%	
6	千葉県	133, 071	2. 13%	
7	兵庫県	101, 562	1.84%	
8	静岡県	79, 836	2. 16%	

(資料)法務省「在留外国人統計」(平成28年12月末現在)、総務省「推計人口」(平成28年10月1日現在)

20)年の経済危機以降減少傾向が続き、2015 (平成 27) 年末からは再び増加傾向に転じています。



(資料) 外国人数:法務省「在留外国人統計」、「出入国管理統計年報」各年12月末 総人口:総務省統計局「推計人口 長期時系列データ (補間補正人口)」(平成元年~平成27年)、「推計人口」(平成28年) 各年10月末

- ※ 外国人数については平成20年までは登録外国人数、平成25年以降は在留外国人数となっている。
- ※ 「韓国・朝鮮」については、平成27年以降「韓国」のみの数値。

イ 外国人県民の多様化

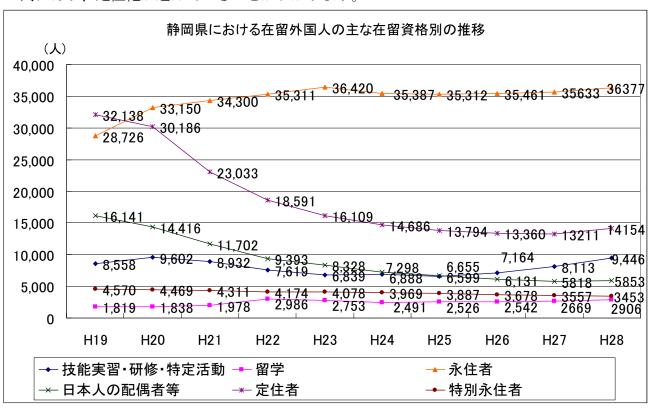
国籍別に見ると、ブラジル人が最も多いのは変わりませんが、2008(平成 20)年までは、県内在留外国人数の約半数を占めていたのに対し、現在は、3分の1程度に減少しています。一方、フィリピン人は年々増加しており、近年ではベトナム人の増加が顕著であるなど、アジア圏を中心に多国籍化が進んでいます。

在留資格*別の推移を見ると、2007(平成19)年と比較すると「留学」*が1.60倍、「永住者」*が1.27倍、「技能実習*・研修*・特定活動*」が1.10倍と増加傾向にあります。

ウ 外国人県民の定住化

本県における在留外国人を在留資格*別で見ると、2016(平成 28)年末では、「永住者」*が36,377人と全体の45.6%を占め、全国の30.5%と比較して、「永住者」*の比率が高いことがわかります。

また、「永住者」*は、2008(平成20)年の経済危機以降も減少することなく微増傾向にあり、定住化が進んでいることがわかります。



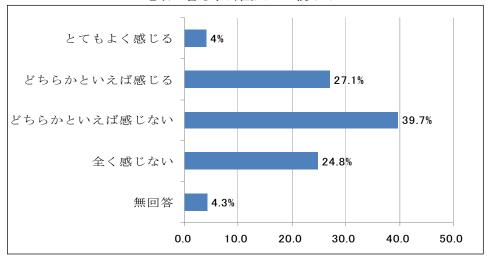
(資料) 法務省「在留外国人統計」(各年12月末現在)

(2) 多文化共生基礎調査の状況

ア 日本人県民の回答状況

地域で暮らす外国人について、親しみを「全く感じない」、「どちらかといえば感じない」と答える人の合計(64.5%)が、親しみを「とてもよく感じる」、「どちらかと

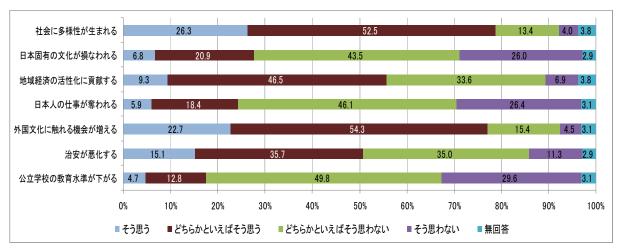
いえば感じる」と答える人の合計(31.1%)の2倍以上となり、「多文化共生」に関する県民の意識が高いとは言えない状況です。



地域に暮らす外国人への親しみ

(資料) 静岡県地域外交局多文化共生課「平成28年度多文化共生に関する基礎調査日本人調査」

一方で、外国人住民が増加することの影響について、「社会に多様性が生まれる」 (78.8%)、「外国文化に触れる機会が増える」(77.0%)、「地域経済の活性化に貢献する」(55.8%)と多文化共生の地域づくりに前向きな意見が上位を占めています。



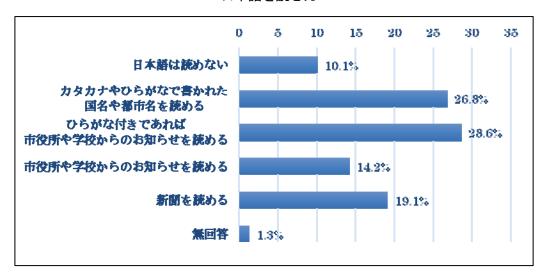
外国人住民が増加することによる影響

(資料) 静岡県地域外交局多文化共生課「平成28年度多文化共生に関する基礎調査 日本人調査」

イ 外国人県民の回答状況

外国人県民の日本語を読む力については、回答者のうち33.3%の方が「市役所や学校からのお知らせが読める」程度以上ありますが、ひらがなを付せば、「市役所や学校からのお知らせが読める」程度以上では61.9%と増加します。一方、「日本語が読めない」との回答も10.1%います。

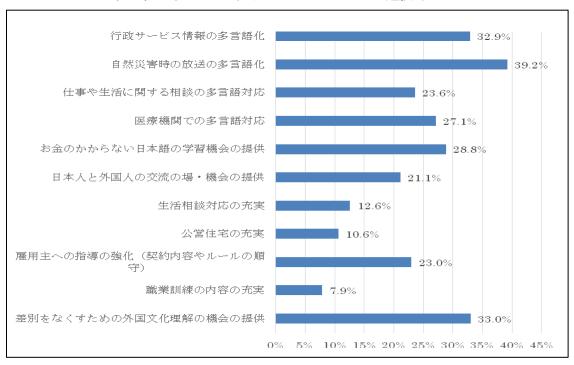
日本語を読む力



(資料) 静岡県地域外交局多文化共生課「平成28年度多文化共生に関する基礎調査 外国人調査」

外国人県民が行政に望む取組としては、「自然災害時の放送の多言語化」(39.2%)、「差別をなくすための外国文化理解の機会の提供」(33.0%)、「行政サービス情報の多言語化」(32.9%)が3割を超えています。

市や県に対して望む行政サービス (3つまで選択可)



(資料) 静岡県地域外交局多文化共生課「平成28年度多文化共生に関する基礎調査 外国人調査」

(3) 外国人県民を取り巻く課題

県は、前計画策定後、「やさしい日本語」*の取組、外国人労働者雇用適正化に関する

憲章*制定(以上、2011(平成23)年度実施)、多文化ソーシャルワーカー*の育成(2013 (平成25)年度実施)、医療通訳紹介制度の創設、子どものための日本語学習支援基金の創設(以上、2017(平成29)年度実施)など、多文化共生施策に取り組んできました。

一方、地域で生活する外国人県民に対し、親しみを感じている日本人県民は半数以下であり、日本人県民を対象とした多文化共生意識の定着に向けた取組は、一層の努力が必要とされた状態でした。

また、国際結婚によって生まれた日本国籍の子どもなど、日本国籍であっても日本語の理解が十分ではない、外国につながる背景を持つ人もいます。

以下に、主な課題を整理します。

ア コミュニケーション、子どもの教育、就労等の支援が必要

外国人県民の中には日本語能力が十分でない人も多くいるため、日本語が理解できないことや情報が正確に伝わらないことにより、不利益を被っている場合もあります。

教育面では、公立小中学校において、バイリンガル相談員の派遣等を行い、就学支援をしていますが、多国籍化・多言語化かつ散在化の傾向があり、対応が難しくなっています。不就学の子どもの存在、外国人保護者と教員等との言語の壁による意思疎通困難などに加え、外国人学校の経営の脆弱性などの問題があります。

就労面では、日系南米人の多くは、製造現場の単純労働に従事し、派遣・請負などの間接雇用や臨時雇用などであるため、身分が不安定です。

イ 日本人県民と外国人県民の相互理解が必要

言葉の壁や文化・考え方の違いは、日本人県民にとっても「親しみを感じることができない」、あるいは、誤解や差別を生む原因ともなっています。日本人県民が、地域で生活する外国人県民に親しみを感じられるようになるためには、お互いの文化や生活を理解する機会が必要です。

ウ 多国籍化・高齢化に伴う支援の拡大

外国人県民の多国籍化が進むことにより、従来のポルトガル語への対応のみで、外国 人県民の半数以上を支援できる状態ではなくなりました。

外国人県民の定住化が進むにつれて高齢者も増え、健康、介護及び年金等将来の生活について不安を抱く外国人県民の増加が予想されます。医療の分野では、専門用語の使用が予想され、医療に関する知識・情報の理解が不十分となり、医師との信頼関係が築けず、円滑な治療が受けられない不安もあります。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 多文化共生推進の必要性

本県の人口は2007 (平成19) 年をピークに減少を続け、2060年には239万人になると推計されています。また、少子高齢化の進行は、労働力人口の減少とともに、防災・防犯の体制を含めたコミュニティ機能の低下を招くことも懸念されます。

一方、外国人県民の数は、2015 (平成27) 年から再び増加傾向にあり、定住化も進んでいることから、「外国人県民」=生活者や地域住民という視点で、外国人県民も地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みを構築し、国籍や文化の違いを超えた、誰にとっても暮らしやすい「多文化共生の地域づくり」を進める必要性が増加しています。

今後、外国人県民も高齢化が進む中、地域の活力を維持するためには、外国人県民も含めたすべての人が能力を最大限に発揮できるような社会づくりが必要であり、地域において多文化共生を推進する必要性は一層高まることが予想されます。

静岡県では、「富国有徳の『美しい"ふじのくに"』づくり~静岡県をDreams come true in Japanの拠点に~」を基本理念として掲げた静岡県総合計画を 2018 (平成 30) 年3月に策定しました。

外国から来られた方も日本人も、努力すれば夢がかない、幸せを実感できる地域を目指し、静岡県多文化共生推進基本条例にある「県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らす」ことに加えて、社会の担い手として「能力を発揮することができる」多文化共生の地域づくりを進めていきます。

2 多文化共生推進の意義

静岡県における多文化共生推進の意義は、以下のように整理できます。

□ 県民の人権意識の高揚(差別の撤廃)

多文化共生の地域づくりの推進は、「日本国憲法」、「国際人権規約」*、「人種差別撤廃条約」*などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。

国籍や民族などの違いに関わらず、すべての県民の人権が平等に尊重され、擁護されることが、平和で幸福な社会をつくる礎となります。

□ 安心な地域づくり

外国人県民に日本の法令や社会慣習などの理解と遵守を促し様々な情報提供を行うことにより、交通事故や犯罪などの被害に遭わないようにします。また、災害時には外国人県民も支援者としての役割を担うことにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進につながります。

□ グローバル人材の育成

多文化共生の推進により、子どもを含む地域住民の国際感覚や異文化を理解する能力が向上します。また、外国人県民の子どもの不就学を防ぐ取組や、日本語学習支援により、将来自立したグローバル人材の育成につながります。

□ 地域社会の活性化

海外から有用な人材が集い、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を補うとともに地域に定着することで、地域社会の活性化が図られ、地域経済・地域産業の振興につながっていきます。

□ 誰もが理解しあえる地域づくり

多文化共生の地域づくりの推進により、言語や文化、能力など様々な特性や違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことが可能となります。年齢、性別、障害の有無に関わらず、すべての人に利用しやすく、すべての人に配慮した暮らしやすい地域づくりの推進につながります。

3 静岡県が目指す多文化共生社会(計画の目標)

静岡県多文化共生推進基本条例を踏まえ、次のように、計画の基本目標を掲げます。

【計画の基本目標】

静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指す。

【基本方向】

基本目標を実現するために、以下の3つの基本方向を行動目標として掲げます。

基本方向 1 誰もが理解しあい安心して暮らせる地域づくり

外国人県民と日本人県民がお互いに文化的背景や生活習慣などを理解しあうとともに、 犯罪や交通事故をはじめ、予想される東海地震・南海トラフ巨大地震など生活を脅かす 課題に、予防という観点から対策を練るなど、必要な情報を提供する体制を整備し、誰 もが理解しあい安心して暮らせる地域づくりを推進します。

基本方向2 誰もが快適に暮らせる地域づくり

外国人県民は、医療や子どもの教育などの問題を抱えていますが、近年は高齢化に伴い介護等新たな問題が生じています。日本語教育をはじめ、多言語表記などコミュニケーションが円滑に行われるほか、相談体制の充実を図るなど、生活全般にわたる支援の充実を図り、誰もが快適に暮らすことができる地域づくりを推進します。

基本方向3 誰もが活躍できる地域づくり

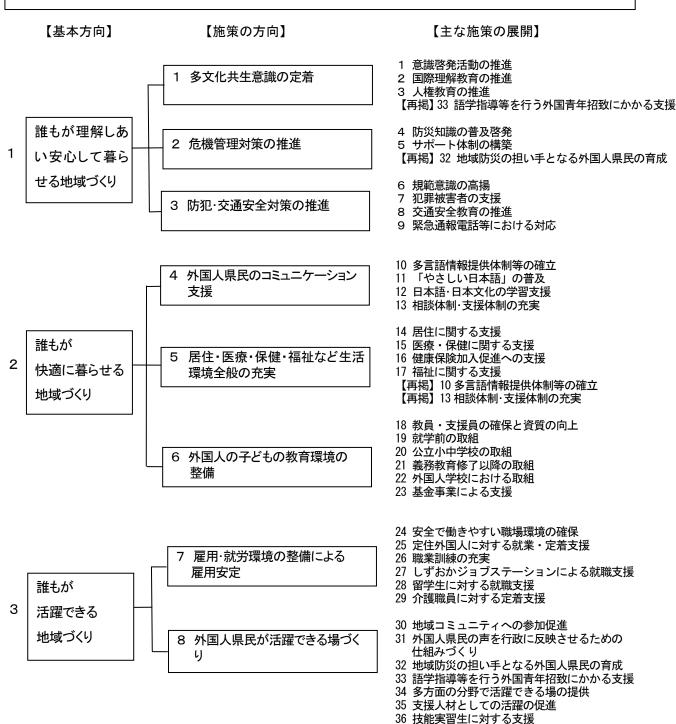
外国人県民の雇用の安定化を図るとともに、外国青年語学助手の招致活動などや留学生の受入れ及び県内就職の定着支援を図るなど、外国人県民が、その能力を十分発揮し活躍できるよう地域づくりへの主体的な参加を促進し、誰もが活躍できる地域づくりを推進します。

Ⅳ 施策の方向性・展開

静岡県が目指す多文化共生社会を実現するために、3つの基本方向を8つの施策の方向に整理し、基本方向に沿った37の施策を展開します。

<体系図>

基本目標 : 静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる 多文化共生社会の実現を目指す。



37 留学生の受入れの促進

基本方向 1 誰もが理解しあい安心して暮らせる地域づくり

≪成果指標≫

指標名	現状値	目標値	所管
相互理解促進人材(外国語ボランティア等)活動件数	(2016 年度) 1,092 件	1,300件	多文化共生課
地域防災訓練(12月第1日曜日)に 参加した外国人県民の数	(2016 年度) 1,801 人	2,000人	危機対策課
刑法犯認知件数	(2016年) 22,097件	20,000 件以下	警察本部
交通人身事故の年間発生件数	(2016年) 31,518件	30,000 件以下	警察本部

施策の方向 1 多文化共生意識の定着

〈活動指標〉

指標名	現状値	目標値	所管
ふじのくに留学生親善大使*委嘱者	(2017年度まで)	累計 590 人	多文化共生課
数	累計 507 人		多义儿共生硃

●現状と課題

(1) 多文化共生意識啓発の取組状況

- ・2014 (平成26) 年度から2016 (平成28) 年度まで「多文化共生意識普及プロジェクト」 に取り組み、地域で生活する外国人に対し親しみを感じ、多文化共生意識を普及させる ためのイベントを開催するとともに、小中学校・高等学校を中心に「世界の文化と暮ら し出前教室」*を実施してきました。
- ・ 2017 (平成 29) 年度静岡県政世論調査の結果を見ると、地域で生活する外国人に親しみを感じている日本人県民の割合は、4割と十分ではありません。今後もこれらの活動への参加者をできる限り増やし、多文化共生意識をより普及させていくことが求められています。
- ・ 多文化共生の意識を普及し、意識の定着を図るためには、日本人県民に外国の文化・習慣を知る機会の提供や地域で活躍する外国人県民の情報発信を促進する必要があります。

(2) ユニバーサルデザイン*の推進

・社会経済環境の変化により、国内外の交流が増大しており、外国人への対応においても、 ニーズが多様化しています。2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催により、 今後より一層、外国人への対応等が求められることが予想されます。

(3) 人権意識の浸透

- ・ 2016 (平成 28) 年度末調査 (学校対象) 結果によると、全校種の人権教育に取り組んだ 学校の割合は 100%、人権教育に関する校内研修に取り組んだ学校の割合は 95.1%であ り、外国人の人権を含む人権教育の推進は図られてきています。今後は校内研修実施率 100%を目指します。
- ・ 県民の人権尊重の意識は高まりつつありますが、「人権尊重の意識が生活の中に定着した 住み良い県」と感じる人の割合は、ここ数年、40%前後で推移しており、目標値である50% 以上には達してはいません。

◆ 取組の必要性

(1) 多文化共生への取組の理解促進

・日本人県民と外国人県民の相互が良くない感情を持っている原因は、お互いの文化や生活に対する理解不足に原因があることから、相互の文化を理解する場の設定が必要です。また、理解不足の原因は外国人県民が日本人県民と交わる機会が少ないことから、双方が接触する機会を設ける必要があります。

(2) キーパーソン*の育成

- ・「キーパーソン」*とは、コミュニティの中で特に大きな影響を全体に及ぼす「鍵となる人物」のことをいい、本計画において特に説明がない場合は外国人コミュニティのキーパーソンを指します。
- ・ 日本人県民、外国人県民双方が接触し、相互の文化を理解する場を設定するにあたっては、地域におけるキーパーソン*を育成する必要があります。

(3) 人権意識の啓発

・地域社会や学校、職場等において外国人県民との関わりが増えている中で、日本人県民、 外国人県民がともにより快適に暮らしていくためには、差別や偏見を取り払い、互いの 文化的・歴史的背景や生活習慣の理解と互いの人権の尊重を基礎とした認め合いの心を 持つ必要があります。

◎ 具体的な施策

1 意識啓発活動の推進

- 様々な分野で活動している団体等と協働したイベントの開催を通じて、多文化共生意識 の普及に努めます。
- 国際交流員による出前講座を生涯学習センターなどにおいても開催し、幅広い年齢層の 人に多文化共生意識の普及を図ります。
- 県民の国際理解や異文化理解の促進を図るために、外国人留学生を「ふじのくに留学生親善大使」*に委嘱し、地域交流事業への参加を促進します。
- 県内で活躍する外国人県民をホームページで紹介する等の取組を促進することにより、 外国人県民に対し、親しみを感じる日本人県民を増やしていきます。
- 多言語対応など、先進のユニバーサルデザイン*製品や取組などに関する情報発信を 行うとともに、思いやり、おもてなし事例の紹介や出前講座の実施等を通じて、県民 への啓発や意識向上を図ります。

2 国際理解教育の推進

- 次代を担う子どもの多文化共生理解教育を推進するため、国際交流員が県内小中学校・高等学校等へ出張し、母国の文化や暮らしを紹介する「世界の文化と暮らし出前教室」*の充実を図ります。
- 国際社会において、自らの意思を的確に表現し、コミュニケーションを図ることができる能力を育成するために、外国語教育及び異文化理解教育の充実に努めます。
- 教職員の異文化理解促進のための研修会を実施し、資質向上を図ります。

3 人権教育の推進

- 学校における人権教育の推進に向け、公立学校に対する悉皆研修や希望研修において、 教職員の人権感覚の向上やスキルアップにつながるような研修を開催し、校内研修の 実施や質の向上につながる取組を一層推進していきます。
- 多様化する人権問題の動向を踏まえ、外国人をはじめ、様々な人権に関わる施策を推進するため、人権啓発センターを中心に、学校、地域社会、関係機関と連携しながら出前人権講座や講演会、研修会などの開催や、マスメディアなどを活用した効果的な広報活動を展開します。

|【再掲】33 語学指導等を行う外国青年招致*にかかる支援

○ 外国青年招致事業の情報提供をはじめ、来日直後のオリエンテーション、巡回指導、研修等を実施することにより、小中学校・高等学校の外国語教育や行政の国際交流活動に従事する外国青年の市町等における招致を支援します。

施策の方向2 危機管理対策の推進

〈活動指標〉

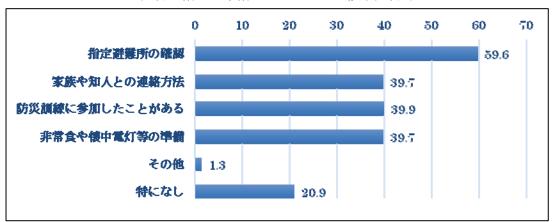
指標名	現状値	目標値	所管
外国人県民対象の防災出前講座の開	_	毎年度9回	危機管理部
催回数	_	毎年度3回	多文化共生課

● 現状と課題

(1) 防災知識の普及啓発

・ 多文化共生基礎調査(以下「基礎調査」と表記する。)によると、8割以上の外国人県 民が、今後、大規模な地震の発生が予測されていることを知っていますが、指定避難所 を知っている外国人県民は約6割、防災訓練への参加経験は約4割と低く、また、特に 何も準備をしていない外国人県民が約2割います。

災害に備えて準備していること(複数回答可)



(資料) 静岡県地域外交局多文化共生課「平成28年度多文化共生に関する基礎調査外国人調査」

- ・ 地震防災ガイドブック (多言語版・やさしい日本語*版) や避難生活ガイドブック (やさしい日本語*版) を活用し、外国人学校・地域日本語教室向けの防災研修、移動大使館・総領事館、フェスタジュニーナ浜松等の機会を捉えて、防災啓発を実施しています。
- ・ 市町における外国人の防災訓練参加率が伸び悩む中、県としても、イベントでの防災啓 発に留まらず、国際交流員を活用してキーパーソン*にコンタクトを取り、市町と共同 で外国人コミュニティ対象の研修を実施する等の必要があります。また、災害発生時の 状況把握のためにも、各地域でのコミュニティのキーパーソン*を把握し、リスト化す ることが必要です。

(2) 啓発資料の多言語化

- ・ 基礎調査によると、約3割の外国人県民が「行政サービスの多言語化」を、約4割が「災害時の多言語による放送」を希望しています。
- ・ 防災知識の普及等により、外国人県民の防災意識の高揚を図る取組等に一層の努力が必要です。

(3) 外国人県民に対するサポート体制の構築

- ・ 防災に対する備えや知識が少なく日本語の理解が十分でない外国人県民は、災害や避難 に関する情報などの伝達が困難な場合や、災害時に孤立し、必要な支援や情報提供を受 けられない可能性がありますが、サポート体制は十分とは言えません。
- ・ 災害発生時の外国語ボランティアバンク*の活用も含め、県としてどのように外国人県 民を支援するのか、体制について検討する必要があります。
- ・ 災害時には、SNSを活用した多言語による情報発信を行います。SNS登録者を増や すため、SNSの周知及び平時に魅力的な情報発信に努める必要があります。

◆ 取組の必要性

(1) 危機対策についての広報啓発

・ 外国人県民が災害発生時の避難や被災後の生活において大きな困難を抱えることがないよう、幅広く理解されやすい形での広報啓発が必要です。

(2)被災時の外国人県民に対する支援体制

・ 外国人県民が災害時に孤立したり、必要な支援や情報提供が受けられないことがないよう、被災時の適切なサポート体制を構築する必要があります。

(3) すべての県民が理解できる情報発信

・ 災害発生時に必要な情報が得られず逃げ遅れる、避難所で救援物資が得られないなど の困難な状況が発生しないよう、多言語や「やさしい日本語」*での危機管理情報発信 が必要です。

◎ 具体的な施策

4 防災知識の普及啓発

○ 地震防災ガイドブック、避難生活ガイドブック(多言語版・やさしい日本語*版)を活用した防災研修の開催及び啓発を実施します。【多文化共生課】

- 国際交流員による外国人キーパーソン*の把握及び連携に努めます。また、キーパーソン*を活用した外国人県民の防災訓練参加の働きかけを行います。
- 各種啓発資料の記載内容を充実し、外国人への更なる防災知識の普及や家庭内対策の 必要性を周知することにより、防災意識の高揚を図ります。
- 外国人向け啓発資料を作成することにより、市町の外国人防災対策を支援します。

5 サポート体制の構築

- 外国語ボランティアバンク*の活用を含め、多言語支援センター*の設置、県庁内の応 急体制について検討し、災害時の外国人県民の支援体制を整備します。
- あわせて、市町国際交流協会、地域日本語教室と連携した災害時の情報伝達手段や、 他自治体との災害時相互応援協定の締結について検討します。
- SNSを活用した多言語による情報発信とSNSの周知に努めます。

(再掲)32 地域防災の担い手となる外国人県民の育成

○ 災害時には、要配慮者*としてではなく、支援者としても活動できる人材を育成するため、平時から市町等と連携して外国人県民に対して防災教育や防災情報の提供を行うとともに、地域で行われる防災訓練などへの参加を促進します。

施策の方向3 防犯・交通安全対策の推進

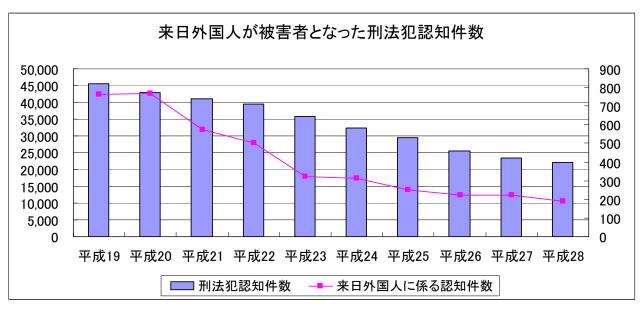
〈活動指標〉

指標名	現状値	目標値	所管
多言語による外国人対応訓練、招致	(2016年度)	20 🗔	数 劳 ★ ☆ 17
教養、出前教養等の開催回数	10 回	20 回	警察本部

● 現状と課題

(1) 外国人県民を取り巻く犯罪の情勢

・ 刑法犯認知件数*は、2002 (平成 14) 年度をピークに 2003 (平成 15) 年度から減少していますが、外国人県民が犯罪の当事者(被害者及び加害者)となる事案が発生しています。そのため、外国人研修生や留学・就学生に対する防犯教室の開催や通訳人を同行した巡回連絡等を通じて、日本の法律や社会のルールに関する広報啓発をはじめ、犯罪発生状況とその被害防止対策を説明するなど、防犯意識の向上に努めています。また、犯罪被害者を支援するために、被害者の手引の多言語版を作成し、各種支援制度の周知に努めていますが、犯罪被害者等の相談に的確に対応できる支援体制は十分ではありません。



(資料) 静岡県警察

(2) 外国人県民の交通事故防止

・ 県内の外国人起因交通事故件数*は、2006(平成18)年の742件をピークに減少し、平成21年以降は600件台で推移していますが、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、訪日外国人の増加も見込まれることから、交通安全の広報啓発や運転者教育等、外国人に対する交通安全対策の推進が求められています。



(資料)) 静岡県警察

◆ 取組の必要性

(1) 防犯対策推進のための広報啓発

・法律などの知識不足や互いの文化や生活習慣の違いから外国人県民が犯罪の当事者となる事例もあるため、日本の法律や文化・習慣等の広報啓発により規範意識を高める必要があります。また、外国人県民が犯罪被害者となった際の支援体制の充実が必要です。

(2) 交通安全推進のための広報啓発

・ 外国人起因交通事故件数*を更に減少させるには、より一層、外国人に対する交通関係 法規の違いや、道路標識など交通安全に関する広報啓発等が必要です。

◎ 具体的な施策

6 規範意識の高揚

○ ポルトガル語やスペイン語等の外国語、やさしい日本語のパンフレット等を活用した 各種防犯講座の開催や、通訳人を同行した警察官による巡回連絡等を通じて、外国人 県民が日本の法律や社会のルールを理解し、犯罪の当事者となることがないよう規範 意識を高めます。

7 犯罪被害者の支援

- 多言語版犯罪被害の手引を交付することにより、犯罪被害者支援制度等の各種支援制度 について周知し、犯罪被害者に対する相談窓口等を充実します。
- 性被害・性暴力の被害者を支援するために、性犯罪・性暴力被害者支援センターを設置し、ワンストップで支援が完結できるようにするとともに、被害に遭われたすべての方が利用しやすいよう、広く周知します。

8 交通安全教育の推進

- 外国人交通安全指導員を外国人学校や外国人を雇用する事業所等に派遣し、母国との 交通ルールの違いや交通安全に対する考え方を理解させるなど、効果的な交通教育に 努めます。
- ポルトガル語のパンフレット等をIPに掲載・活用し、積極的な広報啓発を推進します。
- 英語を併記する一時停止標識を設置し、外国人運転者による交差点事故防止を図ります。
- 訪日外国人の増加等に対応するため、多言語に対応する人員の養成などを推進します。

9 緊急通報電話等における対応

○ 110番通報等において、外国人からの通報があった場合には、できる限りやさしい日本 語の使用や県警察本部教養課国際センター等の通訳を介す等、通報内容の正確な把握 と情報提供に努めます。

基本方向2 誰もが快適に暮らせる地域づくり

≪成果指標≫

指標名	現状値	目標値	所管
外国語ボランティアバンク*登録者	(2016年度)	1,450人	多文化共生課
数	1,240 人	1,450 人	多人儿共生味

施策の方向4 外国人県民のコミュニケーション支援

〈活動指標〉

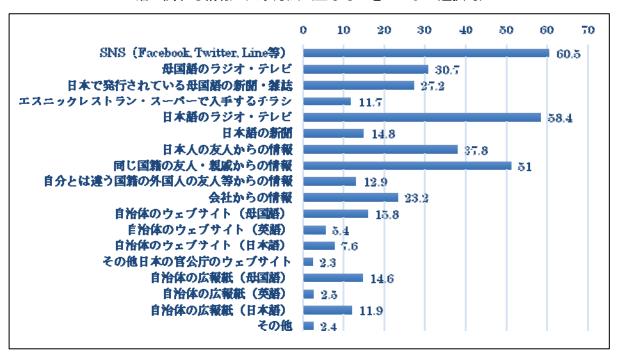
指標名	現状値	目標値	所管
「やさしい日本語」*の使用に取り組	(2016年度)	全市町	多文化共生課
む市町数	22 市町		多人化共生味

● 現状と課題

(1) 外国人県民の日本語能力及び情報入手方法

- ・ 基礎調査によると、外国人県民の日本語での会話力について、「市役所や病院に行って も、日本語で自分の希望を言ったり、別の人と話ができる」、「買い物のとき、自分の欲 しいものを詳しく説明できる」レベルが約7割と高く、また、読む力についても、ふり がなをつければ市役所や学校からのお知らせを読めるという方が約6割と高くなって います。一方で、日本語がほとんど話せない、読めないという人が一定数います。
- ・ 外国人県民が希望する行政サービスとしては、自然災害時の放送の多言語化が約4割、 次いで、差別をなくすための外国文化理解の機会の提供、行政サービス情報の多言語化、 お金のかからない日本語の学習機会の提供となっています。
- ・ 基礎調査によると、生活についての情報の入手方法としては、SNS(フェイスブック、 ツイッター、ライン等)が6割と最も高く、次いで日本語のテレビ・ラジオ、同国籍の 友人・親戚からの情報となっています。

生活に関する情報の入手方法(主なものを5つまで選択可)



(資料) 静岡県地域外交局多文化共生課「平成28年度多文化共生に関する基礎調査外国人調査」

(2) 多言語化及び「やさしい日本語」*の取組状況

- ・2016 (平成 28) 年度末現在、全市町で生活、観光、防災等のいずれか分野で多言語対応を実施しています。そのうち、防災分野では26、生活分野では23、観光分野では32市町が多言語対応しています。観光分野のみ多言語対応している市町が3市町あり、在住外国人のコミュニケーション支援という視点で、生活面での更なる多言語化の促進が必要となります。
- ・ 22 市町で「やさしい日本語」*の取組が報告されています。住民の多国籍化により、多 言語対応には限界があることから、「やさしい日本語」*の普及が必要です。

(3) 日本語・日本文化の学習支援

・ 基礎調査によると、外国人県民の約7割に日本語学習の意志があります。2016 (平成28) 年度は、70団体113 教室の地域日本語教室が実施されていますが、地域日本語教室が設置されていない市町もあります。

(4) 外国人相談体制及び支援体制

- ・ 17 市1町で多言語による外国人相談窓口対応を実施しています。公益財団法人静岡県 国際交流協会との連携による国際交流団体やNPO等の既存の団体間のネットワーク の強化を図ってきました。
- ・ 2013 (平成 25) 年度以降、県内各地域で多文化ソーシャルワーカー*育成研修を実施してきましたが、県内東部・伊豆地域を中心に未だ育成できていない市町があります。

- ・2016 (平成28) 年度末の外国語ボランティアバンク*登録者数は1,240人となっており、順調に登録者数が増加しています。また、公益財団法人静岡県国際交流協会では、外国人県民への日本語指導を行うボランティアの資質向上及び地域日本語教育の推進を目的に日本語指導ボランティア研修を開催しています。
- ・ 県の西部には多くのブラジル人が在住しています。普段の暮らしの中で、日本人と同様 に遭う消費者トラブルを未然に防ぐための知識などを伝える必要があります。

◆ 取組の必要性

(1) 多言語情報の提供

・ 日本語能力が十分でない外国人県民に適切な情報提供を行うために、多言語による情報提供を行う必要があります。

(2)「やさしい日本語」*による情報の提供

・ 外国人県民すべての言語で情報提供することには限界があるため、多くの外国人県民が理解することのできる「やさしい日本語」*による情報提供を促進する必要があります。なお、外国語がわからない日本人県民でも、「やさしい日本語」*のルールを習得すれば、誰でも迅速に情報を発信していくことができることから、「やさしい日本語」*は外国人県民と日本人県民の相互理解を進めるためのコミュニケーション手段としても有効です。

(3) 日本語及び日本文化の学習機会の提供

・ 日本で生活する上で必要となる日本語の学習に併せて、日本の文化や習慣などを学習 する機会を外国人県民に提供する必要があります。

(4) 外国人県民に対する相談体制の充実

・ さまざまな不安を感じている外国人県民に対し、母語で相談に対応し、不安を解消する人材を育成する必要があります。

◎ 具体的な施策

10 多言語情報提供体制等の確立

○ 多言語化の促進については、I T活用などの事例を含めて紹介していきます。国際交流員がFMラジオやインターネットラジオ*を通じ、生活情報、県からのお知らせ、日本の生活・文化等の情報を定期的に提供します。また、フェイスブックを活用し、外

- 国人県民向けの県政情報や県内イベント情報を随時提供します。
- 先進的な取組を行っている市町の情報提供を通じ、市町における多言語情報提供体制 や母語で相談できる窓口の充実を図ります。

11 「やさしい日本語」*の普及

- 外国人県民の多国籍化により、在住する外国人県民すべての言語に対応することには 限界があるため、多くの外国人県民が理解できる「やさしい日本語」*の普及促進に取 り組みます。
- 2017 (平成 29) 年度作成の県庁版「やさしい日本語」*の手引きを、市町へも紹介していきます。また、行政・国際交流協会職員向け「やさしい日本語」*講座を開催し、「やさしい日本語」の普及を図ります。

12 日本語・日本文化の学習支援

○ 地域日本語教室を活用した多文化共生の地域づくりを検討する研修会等を開催し、外国 人県民の日本語・日本文化の学習機会の増加に努めるとともに、地域日本語教室と行政 が連携し、多文化共生の課題解決の場として地域日本語教室を活用できる仕組みづくり を推進します。

|13 | 相談体制・支援体制の充実

- 多文化ソーシャルワーカー*の育成のため、公益財団法人静岡県国際交流協会、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会と協力して研修会を開催します。また、受講者数が少ない東部・伊豆地域からの参加を促すべく、開催方法等の工夫をします。
- 県・市町情報交換会において、外国人対応の事例を共有することにより、市町・市町国際交流協会の相談事業を支援します。
- 語学が堪能な県民がボランティアとして登録されている外国語ボランティアバンク* の運営にあたり、平時、災害時の効果的な活用方法について検討するとともに、登録 者の増加や組織化の推進など活動の充実を図ります。
- 県民生活センターにおいて、消費者トラブルに遭わないための知識や、相談窓口の情報、社会への影響を考えた行動のすすめ等記載したポルトガル語の生活情報誌を発行します。

施策の方向5 居住・医療・保健・福祉など生活環境全般の充実

〈活動指標〉

指標名	現状値	目標値	所管
多文化ソーシャルワーカー*を育成	(2016年度)	全市町	多文化共生課
した市町数	25 市町		多人化共生味

● 現状と課題

(1) 外国人県民に対する情報提供

・ FMラジオ、インターネットラジオ*、フェイスブック等を活用し、英語、ポルトガル 語、タガログ語、インドネシア語で外国人県民向けに情報提供を行っています。

(2)居住

- ・ 外国人を含む住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進について協議するため、2014(平成26)年に不動産関係団体、県内20市町、県を構成員とする「静岡県居住支援協議会」を設立しました。外国人を含む住宅確保要配慮者の居住の安定には、行政、関係団体との連携体制の構築、不動産店、家主の懸念・不安の解消など、多くの課題があります。
- ・ 県西部地域を中心に外国人の公営住宅への入居希望が増加しています。異なる生活習慣 や言語の違いから、苦情やトラブルも生じており、県では地元自治会に外国人に対する 理解を求め、外国人入居者には生活マナーや生活習慣を理解してもらうための説明会を 開催したり、通訳とともに戸別訪問などを繰り返し行う必要があります。

(3) 医療・保健

- ・ 県内の一部の公立病院等でポルトガル語等の医療通訳者が配置されています。また、2017 (平成 29) 年度から、静岡県医療通訳体制整備事業を開始しました。医療通訳は、高度な専門性が求められるため、人材確保、通訳者の質の担保、誤訳等のトラブルへの対応、通訳者自身のメンタルケア等、多くの課題があります。
- ・ 「医療ネットしずおか」*により、休日当番医等の情報を提供しています。情報提供に あたっては、複数言語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語の4言語)での対応を 行っています。システムの利用促進のため、より一層の周知を行う必要があります。
- ・ 基礎調査によると、8割以上の外国人県民が日本での病院の診察や治療に満足している一方で、4分の1以上の外国人県民が医療機関での多言語対応を希望しています。 また、外国人県民の多くは健康状況について比較的良好である一方で、約1割の外国

人県民が、現在の健康状況について不安を感じています。今後、外国人県民の高齢化が進む中で、健康状況について不安を感じる方が増加すると考えられます。

(4) 保険

・ 国民健康保険制度の概要についてまとめたパンフレットを複数言語(英語、中国語、 韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語)作成し、市町に原稿を提供していま す。各市町において印刷の上、窓口に配備し、加入資格のある外国人に配付しています。

(5)福祉

- ・ 外国人県民がDV被害を受ける割合は、日本人県民より高くなっています
- ・ 若い時期に来日し、長く日本で働き生活してきた人も高齢になるなど、外国人県民の 高齢化も進んでいます。今後、老後の生活や健康について不安を感じ、介護を含む福 祉的支援を必要とする外国人県民が増加すると考えられます。

◆ 取組の必要性

(1) 外国人県民に情報が届かないことに伴う弊害の解消

・ 治療機会確保のほか、保健予防・健康増進、適切なケアや措置のため、外国人県民に医療機関や検診、福祉サービス等の情報が十分に行き渡ることが必要です。

(2)言葉の壁の解消

・ 外国人県民が適切なケアと措置を受けるために、医療・介護の場やDV・虐待による相談、一時保護等の支援時に、十分なコミュニケーションが確保されることが必要です。

(3)健康保険未加入による弊害の解消

・ 外国人県民に対し、国民健康保険制度の賦課や給付の仕組みの理解促進を図り、未加入者への周知を行う必要があります。

(4) 外国人相談・支援のニーズへの対応

- ・ 問題の早期かつ適切な解決・解消のため、多言語による相談体制や専門性を持って問題 解決まで支援できる人材の養成・確保が必要です。
- ・ 公営住宅入居に関する、きめ細やかな相談支援の充実で外国人世帯の多くが住まい方の

ルール等についてよく理解し、団地住民間のコミュニケーションを十分とることが必要です。

◎ 具体的な施策

14 居住に関する支援

- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・情報提供を促進するとともに、静岡県居住支援協議会において、住宅確保要配慮者の居住支援について情報共有・意見交換を行います。
- 公営住宅受付・相談窓口における通訳の配置や多言語資料の作成・配布により、外国 人に対し住まい方のルールの理解を促すとともに、外国人がより相談しやすい環境づ くりを進めます。また、外国人入居者の多い団地について、地元自治会と協力し、外 国人向け生活説明・意見交換会を実施していきます。

15 医療・保健に関する支援

- 2017 (平成 29) 年度に立ち上げた静岡県医療通訳推進協議会(事務局 多文化共生課) により、一定レベル以上の知識を持つ医療通訳者の養成や医療機関の医療通訳者の受け入れ体制整備、医療機関等の依頼に応じた医療通訳者の紹介に取り組み、外国人県民が安心して医療機関を受診し、健康に暮らすことができる環境の整備に取り組んでいきます。
- ○「医療ネットしずおか」*により、複数言語による医療情報の提供を継続するとともに、 システムの一層の周知を図ります。

16 健康保険加入促進への支援

○ 外国人向け国民健康保険制度パンフレット(6か国語版)原稿を、引き続き県内市町へ 提供し、市町等が実施する多言語による外国人県民への制度周知を支援します。

17 福祉に関する支援

○ 医療通訳者の福祉分野での活用について、福祉関係課等と協議・検討していきます。

【再掲】10 多言語情報提供体制等の確立

○ 国際交流員がFMラジオやインターネットラジオ*を通じ、生活情報、県からのお知らせ、日本の生活・文化等の情報を定期的に提供します。また、フェイスブックを活用し、 外国人県民向けの県政や健康に関する情報、県内イベント情報を随時提供します。 ○ 先進的な取組を行っている市町の情報提供を通じ、市町における多言語情報提供体制 や母語で相談できる窓口の充実を図ります。

【再掲】13 相談体制・支援体制の充実

- 多文化ソーシャルワーカー*の育成のため、公益財団法人静岡県国際交流協会、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会と協力して研修会を開催します。また、受講者数が少ない東部・伊豆地域からの参加を促すべく、開催方法等の工夫をします。
- 語学が堪能な県民がボランティアとして登録されている外国語ボランティアバンク* の運営にあたり、平時、災害時の効果的な活用方法について検討するとともに、登録 者の増加や組織化の推進など活動の充実を図ります。

施策の方向6 外国人の子どもの教育環境の整備

〈活動指標〉

指標名	現状値	目標値	所管
不就学実態調查·就学案内実施市町	(2016年度)	毎年度全市町	多文化共生課
数	全市町		多人化共生联
教員の青年海外協力隊・日系社会青	(2016 年度まで)		
年ボランティアへの参加数	,	累計 168 人	義務教育課
(2002 年からの累計)	累計 118 人		

● 現状と課題

(1) 教職員·支援員

- ・教育現場における多文化共生の推進にあたっては、教員自身が外国人児童生徒の教育的背景等についての理解を深め、海外の文化や生活習慣の違いを直接理解することが必要です。JICAボランティア制度*により海外へ現職派遣された本県教員は、2002(平成14)年度から2016(平成28)年度までの累計で118人となりました。今後も、派遣する教員の数を増やすとともに、帰国後、その経験を生かす環境を整備することが必要です。
- ・ 教員採用選考試験において、ポルトガル語、スペイン語が堪能な人材を確保するため特別枠を設けてきましたが、対象となる児童生徒の在籍状況等も考慮し、採用方法について見直しを図る必要があります。
- ・ 外国人児童生徒支援加配教員の教員定数化への対応を図るため、担当教員の資質向上の ための研修会等の開催が重要となります。県主催の研修会に各市町の支援員等にも参加 を促し、資質向上を図っています。
- ・ 教職員等が外国人児童生徒の学習を支援するためには、「やさしい日本語」の運用能力 を高める必要があります。

(2) 就学前の段階

・ 外国人の子どもが日本の学校生活のルールを理解しないまま公立小学校へ入学したり、 保護者が日本の教育制度を十分理解せず、明確な教育方針を持っていなかったりすることなどが、入学後の不適応や学力の伸び悩みの一因となっています。各市町教育委員会において、幼稚園・保育所等にバイリンガル相談員等の派遣を行い、保護者が日本の就学のシステムについて、十分理解するよう努めています。

(3)公立小中学校

・ 日本語指導が必要な児童生徒は、2016(平成28)年度に外国籍小学生が1,739人、中学

生 647 人、日本国籍小学生が 257 人、中学生が 65 人在籍し、その数は増加傾向にあります。日本の小中学校で学ぶに当たり最も大きな問題は日本語の習得であり、まず日常生活を送るために必要な日本語を習得し、さらに学習のために必要な日本語を段階的に習得する必要があります。



公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数

(資料) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

- ・ 外国人児童生徒トータルサポート事業において、バイリンガル相談員等の派遣を行っていますが、近年、多国籍化・多言語化かつ散在化の傾向があり、対応が難しくなってきています。加えて、高等学校進学率が上昇しており、教科学習支援の必要性が高まってきています。
- ・ 各市町教育委員会において、高等学校進学を含めた進路ガイダンスを実施しており、その状況について、県連絡協議会において情報共有しています。
- ・ 2012 (平成 24)、2013 (平成 25) 年度に多言語による進路相談ガイドブックを作成し、 外国人学校、市町教委等に配布しました。引き続き、市町における進路ガイダンス開催 を促進する必要があります。
- ・ 外国人の子どもの教育環境の整備について、外国人の子ども支援関係者ネットワーク会 議の開催により、県、市町の多文化共生担当課、教育委員会、国際交流協会等の関係者 間で課題を共有し、対応を検討しています。

(4) 不就学実態調査

・2013 (平成25) 年度より、県内全域で外国人の子どもの不就学実態調査を実施し、2013 (平成25) 年度は28人、2014 (平成26) 年度は24人、2015 (平成27) 年度は26人、2016 (平成28) 年度は19人の不就学児童が判明しました。不就学が判明した児童保護者に対しては、市町による就学案内を実施していますが、不就学児童の減少には、市町及び外国人児童保護者の就学の必要性についての理解を促進するとともに、就学後

の支援体制の充実が必要です。

(5)義務教育以降

- ・ 2016 (平成 28) 年度の公立高等学校(全日制及び定時制) における外国籍を持つ生徒 は 745 人でした。外国人生徒選抜実施校、外国人生徒の多い定時制課程を中心に学習 支援員を配置しています。
- ・ 中学校卒業資格を持たない義務教育年齢を超える外国人の子ども等が、高等学校の入 学資格を取得するために必要な「就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験」 は、年1回実施されています。

(6) 外国人学校

- ・ 県内の外国人が多い地域において、地域住民と外国人住民が共に暮らしやすい地域を つくるため、その子ども(主として義務教育相当年齢)の教育機会の確保、特に就学 率の向上が課題となっています。近年、公立学校においては、日本語指導を含めた受 入体制の整備を行っている一方で、日本にいながら母国の教育、文化の提供を求める 外国人もおり、多文化共生の観点から、こうしたニーズにも対応する必要があります。
- ・ 県内ブラジル人学校における日本語教育は、日本文化の理解や日本社会での生活に必要な日本語能力を身につけるためには十分とは言えません。また、外国人学校の多くが、資金難から授業料が高額に上ること、さらに場所や教員の確保が難しいこと等、教育上必要な措置が十分取れていません。
- ・ 外国人の子どもの奨学金制度は整備されておらず、円滑な就学や就業のために制度の 検討が必要となっています。基金の活用により、外国人学校に在籍する子どもの教育 支援を行います。

◆ 取組の必要性

・ 外国人の子ども及び保護者が日本で自立した生活を送るためには、日本の文化や生活習慣に対する理解と、日本社会での生活に必要な日本語能力、さらに学習のための日本語能力を身に付けることが必要です。

◎ 具体的な施策

18 教員・支援員の確保と資質の向上

○ 教員が外国人児童生徒の教育的背景等についての理解を深め、教員の国際化を推進す

るため、JICAボランティアへの現職教員派遣を促進します。また、帰国後、派遣教員を外国人児童生徒が多く在籍している学校に勤務させる等、海外派遣の経験を十分に生かせる環境を整備します。

- 教員採用選考試験において、経験、語学力、資格を重視するなど、更に特別枠の採用 方法を改善し、対象となる児童生徒に対応した外国語が堪能な教員の確保に努めます。 各教育事務所において行う外国人児童生徒担当教員等研修会に加え、希望する市町を 会場に日本語支援が必要な児童生徒支援研修会を実施し、資質向上を図ります。
- 基礎定数化に向けて、適切に対応し、教員数の確保について、国への要請を継続して いきます。
- 研修会において「やさしい日本語」*について周知するとともに、日本語指導法等について演習等を実施し、教職員の資質向上を図ります。

19 就学前の取組

- 各市町教育委員会が実施する就学前の外国人の子どもに対する取組について、調査を行い、その結果を関係機関等に情報提供し、連携を図ります。
- 就学前の外国人の子ども等が学校や社会に適応し、日本での生活に早くなじめるよう、 日本語学習や生活指導等を充実するための取組を、県や市町の国際交流協会、NPO 等と連携・協働して推進するとともに、取組成果の普及に努めます。

20 公立小中学校の取組

- 外国人の子どもの不就学実態調査を実施し、外国人の子どもの就学促進を図ります。
- これまでの相談員等の派遣に加え、日本語支援コーディネーターを任用し、日本語による日本語支援及び、教科学習支援を充実させていくための体制整備を図っていきます。日本語支援コーディネーターと連携し、2016(平成28)・2017(平成29)年に実施した外国人の子ども支援員養成講座修了生の市町での活用促進を図り、外国人の子どもの支援体制整備を推進します。
- 各市町教育委員会の実践について、県連絡協議会において情報共有し、より、児童生徒 及び保護者にとって有益な情報を与えられる進路ガイダンス等の実施を促していきま す。
- 外国人の子どもの教育環境の整備について、外国人の子ども支援関係者ネットワーク会 議の開催等により、県、市町の多文化共生担当課、教育委員会、国際交流協会等の関 係者間で課題を共有し、行政、学校、地域が連携した支援体制構築を推進します。

21 義務教育修了以降の取組

- 外国人生徒支援事業を継続し、学習支援員が外国人生徒の多い学校に行き、適応指導、 学習指導等を行います。
- 義務教育未修了の外国人生徒の中卒資格の認定が円滑に行われるよう、中学卒業程度認 定試験の改善など、機会を捉えて国に対して要望を行います。

22 外国人学校における取組

- 南米系外国人学校*のうち各種学校に認可され、義務教育に準じる教育を行っている3 校に対し、運営費助成を行っていきます。
- 外国人学校と定期的に連絡を取り、状況確認や出前教室の提案、防災研修支援を行っていきます。

23 基金事業による支援

○ 経済団体や企業等と協力して、公益財団法人静岡県国際交流協会に基金を造成し、外 国人の子どもの日本語学習や居場所づくり等を支援していきます。

基本方向3 誰もが活躍できる地域づくり

≪成果指標≫

指標名	現状値	目標値	所管
外国人留学生数	(2017 年度) 2,821 人	5,000人	大学課

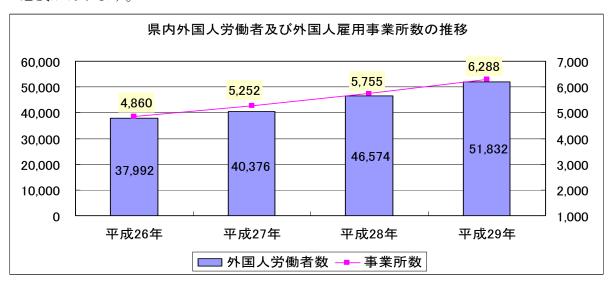
施策の方向7 雇用・就労環境の整備による雇用安定

〈活動指標〉

指標名	現状値	目標値	所管
定住外国人向け職業訓練受講者数	(2016 年度) 17 人	100 人	職業能力開発課

● 現状と課題

・本県における外国人労働者数は増加傾向にあり、外国人労働者は本県経済活動において 大きな役割を担っています。外国人の活用にあたっては、単なる労働者としてだけでな く、地域を支える生活者として尊重し、地域で活躍できる労働環境の整備を行っていく 必要があります。



(資料) 静岡労働局「外国人雇用の届出状況」各年10月末

・ 定住外国人の就労を支援するため、労働慣行や社会制度など日本で働くために必要な 基礎的知識の習得と、機械加工や介護、パソコンなどの実習を組み合わせた訓練を実 施しており、毎年数多くの修了生が就職しています。また、浜松技術専門校に定住外 国人コーディネーターを1名配置し、ハローワーク等関係機関との連絡調整などを実施しています。

- ・ 本県で学ぶ外国人留学生の日本での就職者は半数を超え、県内で就職する者がいる一 方で、母国で就職する者も一定数います。
- ・ 県内には2017(平成29)年10月1日現在、277人の外国人介護職員が働いていますが、2016(平成28)年11月の出入国管理及び難民認定法改正により、在留資格*に「介護」が創設された事から、今後、多様な国籍の外国人介護職員の増加が予想されます。

◆ 取組の必要性

(1) 雇用・就労環境の確保

- ・ 外国人県民の地域社会での生活環境を改善し、安定した生活を営むことを可能とする ために、外国人県民の不安定な雇用環境を改善し、安定した雇用の創出が必要です。
- ・ 外国人労働者に安定した労働環境を持続的に提供していくためには、企業による就労 環境や雇用対策の適正化への取組が必要です。

(2) 就労・定着の支援

- ・ しずおかジョブステーション*を利用する外国人求職者は文化や言語の違いから様々な 悩みを抱えているため、個々の事情に応じたきめ細かな支援が必要です。
- ・日本での就職を希望する留学生などの外国人の県内への就職支援を、大学、関係機関などと協力して推進する必要があります。
- ・外国人の雇用を考える介護事業所の増加が見込まれることから、受け入れる介護事業所 を支援する必要があります。

◎具体的な施策

24 安全で働きやすい職場環境の確保

○ 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」*の普及を通じて、外国人労働者受入企業に、外国人労働者の多様性に配慮しながら、安全で働きやすい職場環境を確保してもらうことを要請し、外国人労働者の労働環境の整備を進めていきます。

25 定住外国人に対する就業・定着支援

- 就労意欲の高い定住外国人と、定住外国人を長期雇用したい企業を対象に、新たな就業・定着支援の仕組みを構築し、その普及を図ります。
- 農業分野においては求人情報の提供や就労体験機会の提供など、定住外国人の就労を 支援します。

26 職業訓練の充実

○ 定住外国人の就労支援策として、全県で民間教育訓練機関等を活用した職業訓練の充実 を図ります。

27 しずおかジョブステーション*による就職支援

○ しずおかジョブステーション*で外国人の求職者に対する就職相談を実施します。しずおかジョブステーション*西部ではポルトガル語の通訳を配置するとともに、外国人の求職者を対象に、礼儀作法の習得や面接対策のセミナーを実施します。

28 留学生に対する就職支援

○ ふじのくに地域・大学コンソーシアム*と連携し、留学生の就職支援を行うとともに、 留学生と県内企業との交流を促進します。

29 介護職員に対する定着支援

- 外国人の介護職の就業を促進するため、受入施設研修担当者に対し、外国人介護職員 を受け入れるための制度や支援環境等受入を可能にするための情報を提供します。
- 外国人介護職員の介護現場への定着と介護サービスの向上を目指し、県内介護事業所で働く外国人介護職員の日本語能力の向上を支援します。

施策の方向8 外国人県民が活躍できる場づくり

〈活動指標〉

指標名	現状値	目標値	所管
語学指導等を行う外国青年招致*者	(2017年度)	185 人	多文化共生課
数	165 人	165 人	多人化共生味
県、市町の各種審議会等に参加する	(2016年度)	75 人	多文化共生課
外国人県民の数	53 人		
ふじのくに地域・大学コンソーシア	(2016年度)	500 人	十八二
ム*の留学生支援事業参加留学生数	249 人		大学課
日本留学フェアにおける個別相談件	(2017年度)	300 件	大学課
数	213 件	300 17	

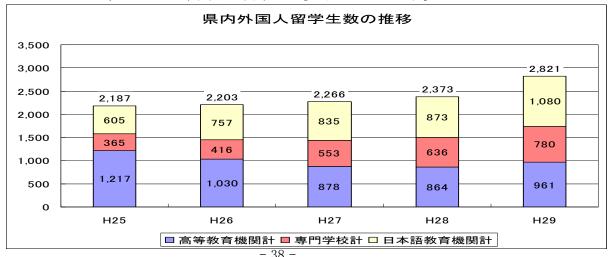
● 現状と課題

(1) 外国人県民の地域社会への関わり状況

- 基礎調査によると、外国人県民のうち日本人の知り合いがいない者はわずかで、ほとん どの人が日常何らかの形で日本人との付き合いがあり、半数近くは地域の行事に参加し ています。
- 日本での滞在予定も「日本に永住するつもり」が過半数を超え、生活者として滞在する 外国人県民が活躍できる場づくりが求められています。

(2) 外国人留学生を取り巻く状況

・ 県内の大学等、高等教育機関で学ぶ外国人留学生は、2017 (平成 29)年5月1日現在 で 961 人となっており、日本語教育機関等を含めた県内外国人留学生全体では、2017(平 成29)年5月1日現在で2,821人と増加傾向にあります。出身国・地域別に見ると、べ トナム出身の人が全体の4分の1強を占め、次いで、中国、ネパール、ミャンマーなど となっており、アジア地域出身の留学生が多くなっています。



・ ふじのくに地域・大学コンソーシアム*の留学生支援事業実施委員会を通し、県内大学 等に在籍する留学生支援を行っています。また、留学フェアへの参加やアジア地域の高 校生招聘を通じ、県内大学の研究内容や留学情報等を提供するとともに短期留学生の相 互交流事業を実施しています。

(3) 技能実習生の状況

・ 外国人雇用届出状況(静岡労働局発表)によると、2016(平成28)年10月末現在、本 県には、8,293人の技能実習生がいます。2016(平成28)年11月に外国人の技能実習 の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律*が成立し、監督強化とともに制度が 拡充されたため、今後、外国人技能実習生の増加が見込まれます。

◆ 取組の必要性

(1) 地域における相互扶助や共助機能の活性化

・ 相互扶助や共助の機能の低下による自治会や町内会等の活動低下が懸念されている中で、日本人にはない多様な視点・考え方を持ち若年人口が多い外国人県民の社会参加は不可欠であり、参加のための場づくりが必要と考えられます。また、地震等の発災時の際は言葉の壁を解消し、外国人県民と協力しあい、皆で支えあうことが必要です。

(2) 外国人県民の社会参加の増加に伴う本県の活力向上

- ・ 今後の少子・高齢化の一層の進行に伴い本県の総人口が減少する中で、若年人口が多い 外国人県民の社会参加は不可欠であり、多様な人材が活躍できる環境を整備していく ことで本県の活力向上が期待されます。
- ・ 外国人県民の高齢化の進展に伴い、的確な相談対応が求められる。ソーシャルワーク 等と多言語の両方への対応のためには、定住外国人や第二世代の人達をソーシャルワーカー等として育成・活用することも検討する必要があります。

(3) 外国人留学生の活躍による本県の国際競争力の向上

・ 海外の若者が本県で学ぶことで、県内大学が活性化し、国内外での競争力が高まることが期待されます。また、県内大学で学んだ外国人留学生が、本県の社会・産業を支える 重要な人材として活躍することで、県内産業の国内外での競争力が高まることが期待されます。

(4) 外国人コミュニティのキーパーソン*育成

・「キーパーソン」*とは、コミュニティの中で特に大きな影響を全体に及ぼす「鍵となる

人物」のことをいい、本計画において特に説明がない場合は外国人コミュニティのキー パーソン*を指します。

(5) 技能実習生

・ 外国人技能実習生の技能検定基礎級の合格率をあげるためには、日本語能力の向上が必要です。

◎ 具体的な施策

30 地域コミュニティへの参加促進

○ 外国人県民が主体的に地域社会に参画できるよう、NPOや自治会等が行う地域活動等の広報啓発を一層推進するとともに、日本人県民と外国人県民が共に活動する先進事例の情報発信を行います。

31 外国人県民の声を行政に反映させるための仕組みづくり

○ 県や市町の各種審議会や委員会等への外国人県民の参加促進を図るため、行政内での機 運醸成に努めるとともに、外国人県民への広報啓発を推進し、外国人県民の声を行政 に反映させるための仕組みづくりを推進します。

32 地域防災の担い手となる外国人県民の育成

○ 災害時には、要配慮者としてではなく、支援者としても活動できる人材を育成するため、 平時から市町等と連携して外国人県民に対して防災教育や防災情報の提供を行うとと もに、地域で行われる防災訓練などへの参加を促進します。

33 語学指導等を行う外国青年招致*にかかる支援

○ 外国青年招致事業の情報提供をはじめ、来日直後のオリエンテーション、巡回指導、研修等を実施することにより、小中学校・高校の外国語教育や行政の国際交流活動に従事する外国青年の市町等における招致を支援します。

34 多方面の分野で活躍できる場の提供

○ 外国人県民が主体的に地域社会や様々な分野に参画できるよう、広報啓発を実施するとともに、市町や国際交流協会、NPOが行う研修会等の支援、企業等への就業機会提供の呼びかけ等、関係機関と連携・協力を図り、活躍できる社会環境を整えていきます。

35 支援人材としての活躍の促進

○ 母語と日本語を十分話すことができる外国人県民に対し、外国語ボランティアや医療通 訳者等、日本語能力が十分でない外国人県民を支援する人材としての活躍を促進しま す。

36 技能実習生に対する支援

○ 技能検定基礎級の合格率をあげるため、外国人技能実習生を対象とした日本語研修を 実施します。

37 留学生の受入れの促進

○ 日本留学の新たなニーズが見込まれる地域への情報発信を強化していくとともに、県内企業や各種団体の意見も伺いながら、県内大学と連携を図り、留学生の受入れ促進に取り組みます。また、ふじのくに地域・大学コンソーシアム*を中心に生活相談、交流支援、就職支援事業等の各種支援事業を実施し、引き続き海外から留学しやすい環境の整備に努めます。

1 計画の進め方(推進体制)

多文化共生を着実に推進していくためには、関係主体が積極的にそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働しながら取り組んでいくことが必要となります。

多文化共生施策は生活全般に及ぶ幅広い分野に関わることから、関係部局の横断的な 調整を行いながら、施策を推進していきます。

市町等との連携については、県内全市町を対象とした「外国人住民施策に係る県及び市町情報交換会」や「外国人の子ども支援関係者ネットワーク会議」を随時開催し、情報の共有化や連携を図っていきます。

他県等との連携については、群馬県・長野県・愛知県・静岡県・岐阜県・三重県・滋賀県・名古屋市の7県1市で構成する「多文化共生推進協議会」*において、情報共有化や広域的施策展開を図り、課題解決に取り組むとともに、各省庁との情報交換や提案等を行っていきます。

関係主体との連携については、外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及や、子どものための日本語学習支援基金事業の実施について、県内企業等に連携・協力を呼びかけ、計画推進の実効性の確保を図っていきます。

2 多文化共生推進主体の役割

外国人県民及び日本人県民が暮らしやすい地域づくりを推進するためには、県や市町などの行政だけでなく、地域、県民、国際交流団体、NPO、ボランティア団体、企業など多様な関係主体が積極的にそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働しながら取り組んでいくことが重要です。

多文化共生の推進に効果的に取り組むために、各関係主体の役割分担を整理します。

(1) 国

総務省は、2006(平成 18)年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定 し、各自治体に多文化共生施策の総合的かつ計画的な推進を呼びかけました。

日系定住外国人施策推進会議では、2014(平成26)年3月に「日系定住外国人施策の推進について」を策定し、日系定住外国人を地域社会を構成する一員として捉え、支援対策に取り組んでいます。

また、「日本再興戦略」(現在は「未来投資戦略 2017」)において、「移民政策と誤解されない」ことを前提に、外国人材の活用として、高度外国人材の受入れ促進や、外国人技能実習制度*の見直し、介護分野における外国人材の受入れなどを進めています。

今後、日系に限らず日本国内に定住する外国人の増加が見込まれる中、受入れ及び外

国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定するとともに、関係省庁の緊密な連携のもとに推進されるよう、推進体制の整備を図ることが強く望まれます。

(2)静岡県

静岡県は、本計画の実現に向けて、市町を包括する広域の地方自治体として、市町の境界を越えた広域的な課題への対応、市町レベルでは対応が困難な分野の補完、先導的な取組、様々な関係主体が連携して取り組むことができる仕組みづくりなどを推進します。

静岡県教育委員会は、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進します。

静岡県警察本部は、外国人を含むすべての県民の安全・安心な暮らしを守るための治安環境づくりを推進します。

(3) 市町

市町は、外国人県民を含むすべての県民にとって最も身近な基礎的自治体として多くの行政サービスを担当・提供しており、最も重要な推進主体と考えられます。

市町には、地域の現状を踏まえつつ、国際交流協会等と連携・協力して、外国人県民の自立に向けて直接的に支援を行う主体としての積極的な取組が求められます。教育、住宅、福祉など日常生活に関する行政サービスを向上させるとともに、提供する行政サービスや税金の納付など履行義務などの情報を多言語で提供する必要があります。一方、地域における日本人県民に対しても、啓発等の取組を推進していく必要があります。

(4) 県や市町の国際交流協会

国際交流協会は、県や市町と連携して、外国人県民に対する相談事業、多言語情報の収集・提供、ボランティア団体等への活動支援、多文化共生の啓発活動、外国人県民との交流事業など、地域のニーズや課題を踏まえた取組の推進や、様々な多文化共生活動を推進する関係主体間のネットワーク構築を図ることが期待されます。

地域における民間活動の中核的な役割を担う県国際交流協会は、市町国際交流協会などの事業に対する支援やコーディネート機能を強化し、県民やNPO、ボランティア団体などが活動を行いやすい環境整備に努めることが期待されます。

(5) NPO、ボランティア団体など

さまざまな交流事業や外国人支援など多文化共生推進の取組を行うNPOやボランティア団体は、ノウハウや情報、ネットワークを有しています。

各団体の特色を生かしながら、地域のニーズを的確に把握した取組や行政機関が対応 しきれない部分への活動展開が期待されます。

外国人県民も地域社会の一員であり、地域社会を支える担い手であるという自覚を醸

成していくために、外国人県民の地域活動への積極的な参加促進を図りながら、多様な活動を展開していくことが期待されます。

(6)地域、県民

地域づくりの主役は外国人県民及び日本人県民であり、県民一人ひとりが、それぞれの異なる文化や習慣、価値観を相互に理解、尊重するとともに、地域における様々な活動に、主体的、積極的に参加し、「顔の見える関係」を作ることが期待されます。

外国人県民は、地域で自立して日本人県民と共生していくために、日本語の習得が不可欠です。また、日本の文化や生活習慣に関する理解を深めるとともに、日本の法令や生活ルール等を遵守する必要があります。自らが地域社会の構成員であるとの意識を持ち、地域住民間の交流や地域での活動に積極的に参加することが求められます。

日本人県民は、外国の文化や生活習慣などの理解に努め、外国人県民を地域の一員として認めるとともに、積極的に外国人県民との交流を深めることが求められます。

自治会・町内会は、地域づくりにおける基礎的な団体であり、日本人県民と外国人県民 との接点となる場であることから、外国人県民の加入を促進するとともに、祭りや運動 会など地域の行事への参加を促進し、多文化共生の基礎作りを行うことが期待されます。

(7)企業

地域経済の活性化と競争力強化のためにも、外国人を日本人と同様に企業活動を支える重要な人材と捉え、その能力に応じて積極的に雇用し、育成していくことが求められます。また、外国人を雇用している企業は、外国人県民にとって安全で安心な生活を営むだけでなく、仕事を通じた人間関係を育む場としても重要な役割を担っています。

外国人労働者を直接・間接に雇用している企業は、外国人労働者の人権を尊重し、労働 基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などの労働関係法令の遵守に努めるとともに、外 国人労働者の日本社会への適応を促進するための取組が求められます。

地域社会との共生を図る観点からも、外国人労働者の生活環境の改善や、外国人労働者の家族の生活や子供の教育に関する支援も期待されています。外国人労働者を雇用して利益を得ている企業としての社会的責任を認識し、多文化共生にかかる取組への連携・協働が求められます。

(8) 教育機関

小学校、中学校、高等学校は、外国人児童生徒が日本語や教科などを学習する重要な役割を担う場所です。学校行事や先生との面接、PTA活動などで、外国人県民と日本人県民が出会う場も多く、多文化共生社会づくりの拠点としての展開が可能となります。 大学では、実態調査や政策立案などにおいて、行政、NPO、ボランティア団体などへの支援、多文化共生の啓発、学生や留学生による外国人県民への支援活動など、教育研究の成果をいかしての地域貢献が期待されます。 また、日本語能力に優れ日本社会の理解も高い留学生は、卒業後も多文化共生の地域づくりの中心となる可能性を秘めていることから、多文化共生分野で活躍できる人材の育成や就職支援への取組が期待されます。